

収入金課税と所得金課税を併せて行う法人の区分計算書記載要領

この計算書は、地方税法の規定による、電気供給業及びガス供給業（以下「収入金課税事業」という）と、「所得金課税事業」を併せて行う法人の事業税の申告をする際に当該申告書に添付してください。

1 按分率の算定欄

損益計算書に計上した収益のうち、収入金課税及び所得金課税それぞれの事業に区分可能な売上に相当する金額を全て記入し、売上に相当しない金額（受取利息・不用品売却収入・租税還付金等経費の戻り額相当分など）は含めないでください。

按分率の小数点以下の数値は、収入総額（ $\alpha + \beta$ のオの欄）の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数を切り捨ててください。

例：収入総額が10,000,000円（桁数8）で、按分率が54.123456789…%の場合、54.12345678%

2 課税標準額の算定欄

- 損益計算書の科目毎に、Bには所得金課税事業、Dには収入金課税事業に、それぞれ区分可能な金額を記載し、Fには区分が困難な金額を記載してください。
- 区分困難な金額に按分率を乗じた額を所得金課税事業に属する金額Cとし（1円未満切捨）、収入金課税事業に属する金額はFからCを差し引いた額としてください。
- 法人税等調整額がある場合は、法人税等の欄に含めて記載してください。
- 「11」～「22」欄は、第6号様式別表4の調整項目について記載してください。（欠損金の当期控除を除くすべての項目）
- 「23」「24」欄は、6号様式別表5の加減算（法人税課税所得と事業税課税所得の調整）がある場合に記載してください。
- 欄が不足する場合は、別紙明細を作成し、明細の合計を転記してください。
- 「G」又は「H」の金額から、それぞれの事業に係る繰越欠損金を控除した額が課税標準となります。

3 その他

法人税申告書別表四（写）、損益計算書、決算書（収入の明細がわかるもの）を添付してください。